

氏名 (生年月日)	ササキ 佐々木	リョウ 亮	(1986年7月7日)
学位の種類	博士(法学)		
学位記番号	法博甲第129号		
学位授与の日付	2019年3月15日		
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項		
学位論文題目	人種・民族差別の禁止と国際人権基準 —多文化共生社会における差別禁止原則の意義—		
論文審査委員	主査 北村 泰三 副査 西海 真樹・宮野 洋一・目賀田 周一郎・中坂 恵美子		

内容の要旨及び審査の結果の要旨

I 本論文の主題と構成

本論文は、ヨーロッパ人権裁判所およびヨーロッパ連合司法裁判所（EU裁判所）の判例分析を中心として、また国連レベルでの人権条約の履行監視委員会の実践をも併せて検討することによって、国際人権法における人種および民族的出自を理由とする差別禁止原則の形成過程とその意義を明らかにすることを狙いとしている。そのため、本論文では特に教育分野における国際判例を中心に分析することにより人種的、民族的出自による差別禁止規範がどのように解釈されているかを実証的に検討することを試みている。また本論文の分析手法としては、ヨーロッパの地域的法システムの下で用いられてきた「司法対話（judicial dialogue）」（異なる法域に属する司法機関の間において判例法の解釈論理を相互参照することをいう）の機能に着目することによって、間接差別の禁止をも含む厳格な差別禁止規範が抽出されると論じ、さらに司法対話は国連レベルで採択された人権条約の履行監視機関と条約締約国との関係でも妥当することを例証しようとする。これらの検討を通じて本論文では、国連の人種差別撤廃条約等の人権条約の締約国であり、かつ多文化共生社会を迎えている我が国においては、人種、民族差別禁止に関する国際基準を遵守するよう要請されている旨を論じている。

以上の主題を考察するにあたって、本論文は、以下のような構成をとっている。

序論

1. 本研究の背景と問題設定
2. 本研究の目的と分析方法
3. 本研究の構成

第1章 多文化共生社会における差別禁止・平等原則の変容

1. 近代人権思想が想定する人間像と現実世界における人権享有主体の齟齬
2. 差別禁止・平等原則の前史としての国際法上の少数者保護
3. 国際人権保障の成立と差別禁止・平等原則の確立
4. 多文化共生社会に関する議論の状況と問題点
5. 法原則としての差別禁止・平等原則の枠組み

第2章 ヨーロッパの地域的人権保障制度の特徴と司法対話による立憲的法秩序の形成

1. ヨーロッパにおける人権保障の構造
2. ヨーロッパの基本権保障制度の理論的把握

第3章 EUの基本権保護制度における人種・民族差別の禁止の展開と多文化共生

1. EU法の一般原則としての差別禁止原則の意義
2. 経済統合促進の要素としての差別禁止原則の展開
3. 差別禁止原則と基本権保護の接近
4. 差別形態の区分と間接差別法理の展開
5. EU法の一般原則としての差別禁止原則の確立

第4章 ヨーロッパ人権条約における人種・民族差別の禁止の展開と多文化共生

1. ヨーロッパ人権条約制度と裁判所による条約解釈の特徴
2. ヨーロッパ人権条約上の差別禁止原則と裁判所の解釈手順
3. 人種・民族差別に関する判例法の展開と差別事由の階層化
4. 差別禁止原則に関する裁判所の解釈と間接差別に対する救済の困難性
5. 間接差別に関する判例の転換と社会的文脈の考慮
6. 司法対話による人種・民族差別に関する解釈理論の発展と評価の余地の縮減

第5章 国連の人権保障制度における人種・民族差別の禁止の展開と多文化共生

1. 国際的人権保障制度の確立と「国際非差別法」の形成
2. 条約履行監視委員会の条約解釈における差別形態の区分と差別事由の階層化
3. 人種・民族差別の規制と国際社会の総意

第6章 人権条約による「多様性の尊重」の実現と日本におけるその国内適用

1. 日本法における人権条約の位置付けと裁判所における適用
2. 日本の裁判所における国際人権法の適用と差別の禁止
3. 人権条約と国内法の司法対話を通じた「多様性の尊重」の実現可能性

終章：差別禁止原則の展開と実質的平等の確保による多文化共生の実現

参考文献・判例一覧

II 本論文の概要

第1章では、先行研究を整理しながら、多文化共生社会の進展を背景として、差別禁止・平等原則が直面している問題状況を考察している。すなわち、現代社会における人や物の国際移動の増加に伴って、近代人権思想が前提とする擬制された人間像と現実の人間像との乖離が大きくなっていることに触れ、このことから提起される人権保障の問題点を整理する(1節)。続いて、国際連盟時代以降の「少数者の保護」制度の展開を軸として、現代の国際的人権保障が成立するまでの歴史的背景を検討する(2節)。それらの検討においては国連の下で発展した国際人権法における差別禁止・平等原則の下では差別事由の階層化がみられ、とくに人種やジェンダーに基づく取扱の差異を認めるには厳格な根拠が必要とされ、そうした合理的な根拠が証明されない限り差別は許されないとする規範がどのように形成されてきたかを検証する。

第2章では、基本的人権の保護のあり方に注目しながら、1957年のEEC条約等を源流とするEU法の体系と各構成国の国内法との関係および1953年にヨーロッパ評議会にて採択されたヨーロッパ人権条約と締約国の国内法、EU法とヨーロッパ人権条約のそれぞれの関係を考察し、これらの法秩序の間での「司法対話」の特徴を考察する(1節)。続いて、「立憲的多元主義」の理論を参照しながら、ヨーロッパ地域における多層的な基本権保護制度の構造の把握を試みる。さらに、ヨーロッパの地域的法秩序に起源を持つ立憲的多元主義理論の他地域への一般化可能性を考察しながら、司法対話が人権保障の促進にとって、いかなる意義を有しているのかを検討する(2節)。

第3章は、EUの歴史的発展段階を順次たどりながら、EU法における差別禁止原則の形成過程を跡づける(1節)。まず、マーストリヒト条約(1993年発効)以前の旧EEC・EC法の時代には、経済統合・共同市場の創設を目的として、国籍差別及び性差別禁止に関する判例法の展開を検討する(2節)。続いて、マーストリヒト条約発効以後のEU法に視点を移して、基本権の保障がEU法の一般原則としての地位を認められたことによって、差別禁止原則がどのように変容したのかを検討する(3節)。さらにアムステルダム条約による制度改正(1997年署名、1999年発効)以後のEU指令とEU裁判所の先決裁定を検討することにより、包括的な差別禁止原則の下で、直接差別と間接差別という形態の区分やそれに応じた立証責任の配分に関する解釈理論を検討する(4節)。リスボン条約発効以後の現在のEU法では、一般原則としての差別禁止原則が、基本権保護に近い性格を帯びることによって、EU法上の差別禁止原則がどのように変容し、それが構成国の国内法にいかなる影響を与えたのかを検討する(5節)。

第4章では、ヨーロッパ人権条約の下における差別禁止規範の意義を論じている。ここでは、「評価の余地」(同条約締約国による条約解釈に際して認められる一次的な裁量権の範囲に関する人権裁判所の判例法上の理論)に関するヨーロッパ人権裁判所の判例解釈の特徴を確認する(1節)。その後、差別禁止に関する主要判例を分析しながら、同裁判所が人権条約上の差別禁止原則を解釈・適用する際の手順とその特徴を考察する(2節)。続いて、学説において指摘されている「差別事由の階層化」の概念を手掛かりとして、人種や民族的出自に基づく差別に関する判例の動向を検討

する（3 節）。さらに、同裁判所は、かつては間接差別を条約違反とすることには否定的であったが、学力検査の結果に基づきロマ出自の児童を特別学級に通学させる当局の措置が差別であるか否かが争われた D.H 対チェコ事件大法廷判決によって、差別的な意図はなくとも当該措置がもたらす統計的指標の証拠能力を認め、また証明責任を被告国側に転換することによって間接差別の禁止を導き出していることを跡づける（4 節・5 節）。こうした間接差別に関する判例の変化を引き起こした要因として、「評価の余地」理論を媒介としたヨーロッパ人権裁判所と締約国の国内裁判所および EU 裁判所との間の司法対話による影響によって、締約国の「評価の余地」を狭義に解し、人権基準を厳格に解釈、適用してきたことを明らかにする（6 節）。

第 5 章では、第二次世界大戦後に国連の下で発展した国際人権保障制度の下での差別禁止・平等原則の発展、形成過程を論じている。まず、「国際非差別法」の形成の推進力となった性差別の撤廃と人種差別の撤廃に関する国際規範の形成過程を中心に考察を加える（1 節）。続いて、人権条約の履行監視委員会の先例を分析し、国連の人権保障制度においても、差別形態の区分とそれに応じた証明責任の配分および条約違反審査の現角度の違いに基づく差別事由の階層化が生じていることを明らかにする（2 節）。さらに、人種や民族的出自による差別の禁止に関して、国際社会の一般的合意の存在が推定され、そのような場合には、各国家の条約解釈の裁量は狭く解されることを明らかにする（3 節）。

第 6 章では、人権条約上の差別禁止・平等原則の日本国内における適用のあり方と問題点を検討する。特に、人種や民族的出自に基づく差別に関して、人権条約の適用が問題となった朝鮮高等学校に対する就学支援金の支給除外措置が民族差別であるか否かが争われた事件等を検討し、わが国の裁判所が人権条約の適用に消極的姿勢をとっていることを批判的に検討する。むしろ、わが国の裁判所も国連の人権条約履行監視委員会との間の「司法対話」を通して、差別禁止・平等原則の解釈を精緻化させ、多文化共生社会における実質的に平等な人権保障を実現する可能性について考察する（3 節）。

各章の構成は以上であるが、本論文の要諦は、以下の点にある。まず、本論文の主題である差別の禁止や平等の確保という問題は、遡れば 16～18 世紀西欧の啓蒙思想家が提唱し、近代市民革命の指導原理となった天賦人権論に遡ることができる。近代人権思想は、被抑圧者を非人間的な扱いから解放する力となってきた一方で、抽象的存在としての「自立した自由な個人」と諸個人の総意によって成り立つ社会契約という大きな擬制を議論の出発点としており、現実には、全ての人間が人権の主体として、平等に扱われてきたわけではない。現代に至るまでの人権の発展の歴史は、近代初期にはその享有主体から排除されていた非ヨーロッパ系の民族や非キリスト教徒、女性や子ども、無産階級の人々を人権の享有主体に取り込み、「全ての人間」の自由と平等を実質化する過程であると捉える。

現代の世界では、民族的出自や人種、宗教、性別や財産等にかかわらず、全ての人が平等に基本的人権を享受することは、国際人権法及び憲法の基本原則をなす。このことは、国際的に一応の合意が形成されるに至っており、世界レヴェルでは、国際連合憲章（1945 年）や世界人権宣言（1948

年)をはじめ、自由権・社会権に関する二つの国際規約、人種差別撤廃条約(1966年)および女性差別撤廃条約等が存在しており、地域レベルでは、ヨーロッパ人権条約をはじめとする地域的人権条約体制が機能している。また、EU法は元来人権保障を目的とする法制度ではないが、EUにおける人種、国籍差別の禁止原則に始まり、今日ではEUは立憲的多元主義により基本権の保障をも目的としている。EU法は、人や物の移動が活発になり、人の越境移動と移動先での長期的な居住が常態化した結果、異なる背景を持つ人々が同じ社会で共存することが現実的な課題として認識されるようになってきていることを端的に例証しているともいえよう。それに伴って、人間であることのみを理由として、全ての者が生得的に基本的人権を有するという古典的な近代人権思想が前提とする抽象的・画一的な人間像と、現実の人間が持つ多様性ととの齟齬が顕在化している。そうした社会の変化に伴い、EU裁判所およびヨーロッパ人権裁判所の判例法分析からは、両裁判所間の司法対話の進捗により実質的平等に人権を保障するためには、国家に対して差別的な性格を持つ立法や政策の実施を禁止するだけでは不十分であり、多数者社会とは異なる民族的出自や文化的背景を有する人々が不利な状況に置かれやすいという事情を考慮に入れ、間接差別の禁止も含めてより積極的に平等の実現を目指すよう求められていることを指摘する。同様の論理は、国連レベルにおける人権条約の履行監視機関の解釈においても支持されているのであり多文化共生社会を迎えているわが国においても人種、民族的出自による差別なく平等の社会を実現するためには、それらの機関との間の司法対話により差別撤廃に向けた取組が求められている。

以上を通じて本論文は、近代的人権宣言以降の時代にあっても、種々の偏見や差別的慣行の残存する状況の下で国内において人間の尊厳を否定され、被抑圧的な地位に留め置かれてきた人々の問題を今日の国際的人権法では自由かつ平等な人として扱っていることを前提として、民族的な出自を理由とする差別を禁止する厳格な意味の国際人権基準が成立していることを明らかにしている。また本論文における検討の中心は、国際人権保障の先進地域であるヨーロッパ地域の法に置き、ヨーロッパ人権条約とEU裁判所の双方において司法対話という装置を介して立証責任の転換や間接差別の禁止などを含めて厳格な差別禁止規範が成立しているとの分析を示している。司法対話という手法は、法的に確立した制度ではないが、EU裁判所とヨーロッパ人権裁判所の判例法の双方において用いられることよって、より強固な形で差別禁止規範が収斂しているとする。また本論文では世界的レベルにおける人権条約の解釈、適用過程においてもゆるやかな意味での多層的な人権保障の枠組を確認できるものであり、その下では締約国と人権条約実施機関との間においては司法対話の枠組が存在するとする。以上により、今日の国際人権法においては人種、民族的出自による差別禁止は、その性質上厳格に解することが要請されていると結論する。

Ⅲ 本論文の評価

本論文の命題である人種、民族的出自による差別の禁止という課題は、国境を越える人の流入、居住、移転がかつてなく活発化した現代社会においては社会的かつ法的意味でも喫緊の要請であり、

この問題を正面から扱う意義は非常に大きい。また、国際的には人種差別の撤廃というテーマは過去一世紀余りの間に種々の制度的、規範的な発展を遂げてきた分野である。本論文は、そうした経過を歴史的に振り返りつつ現代における国際人権法上の差別禁止規範の意義を検討した点で学術的な意義がある。

本論文において最も力が注がれた部分は、ヨーロッパ人権裁判所およびEU裁判所という2つのヨーロッパの地域的法制度と国連の主要な人権条約を主たる分析の対象として人種、民族的出自による差別禁止規範の形成過程とその意義を実証的に分析している点であろう。ヨーロッパ人権条約とEU法は、それぞれが独自の法的文書に基づくものであり、異なる法制度の上に成り立っているものであるが、両裁判所間の司法対話を通じてより説得的な基準に基づく判例法へと収斂していった経過を明らかにし、かつ司法対話という手法に着目することによって、これが単なる概念用語としてだけでなく、具体的な法規範の生成を促す要因となっているという指摘は十分に説得的である。かくして本論文は、ヨーロッパ人権裁判所およびEU裁判所の諸判例を詳細に検討することにより結論を導き出しており、また、司法対話という手法が国際人権法を解釈、適用する権限を有する関係機関の間で繰り返されることによって、差別禁止に関する判例法の基準が収斂し、より国際基準として確立されてきたことを論証している点で高く評価することができる。また本論文では、厳格な意味における人種、民族的出自による差別禁止がヨーロッパ地域にだけ限定されずに、国連の人権条約の解釈をも分析対象とすることによって、国際社会における普遍的基準として成立していることを論じることにより、人種・民族的出身による差別禁止規範の国際人権法上の意義を指摘した点も評価することができよう。

他方で、ヨーロッパにおけるような個別国家の枠を越える法的拘束力のある司法機関が存在する場合とそれが存在しない国連レベルの人権条約の実施システムにおいては、司法対話の性質にも違いがあるように思われる。この点についてはさらに人権諸条約上の実施機関の「正統性」という問題も含めて、さらに多角的な検討を要するであろう。また、私人相互の間における人種差別的な言動、特にヘイトスピーチ規制との関係では、わが国でも憲法上の表現の自由の保障と国際人権条約上の要請をどのように調和させるかが問題となるが、本論文はこれらの私人の権利相互の対立が問題となる領域にまでは立ち入った検討を加えていない。その点ではやや物足りなさを感じなくもないが、本論文の検討範囲は公的分野における差別撤廃の問題に限定しているので、それらの検討に及んでいないのは致し方なかったとも思われる。これらの点については、今後の研究の進展に期待したい。

IV 結論

以上の本論文に対する評価と最終試験の結果とを勘案した結果、審査員一同の全員一致により、博士（法学）の学位を与えるに十分ふさわしいものであるとの結論を得た。